

## 公有財産の売払いに関する一般競争入札公告

本巢市に所在する一般社団法人岐阜県農畜産公有財産の売払いについて、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和三十二年岐阜県規則第十九号。以下「規則」という。）第二百二十七条第一項の規定により公告する。

令和2年6月26日

一般社団法人岐阜県農畜産公社 理事長 宗宮 正典

### 1 一般競争入札により売払いする物件 土地

物件 番号	所在地番	現況 地目	地積 (㎡)		予定価格 (円)	備考
			公簿	実測		
1	本巢市早野春日浦 281 番地 1	田	3,435	3,435	84,684,652	地役権設定有
2	本巢市有里村前 586 番地	田	2,533	2,533	52,488,762	
3	本巢市上高屋横枕 582 番地	田	5,411	5,411	105,420,997	
4	本巢市上高屋横枕 583 番地	田	1,267	1,267	24,685,013	
計				12,646	267,279,424	

備考 予定価格は、当該物件における最低売却価格であり、予定価格未満での入札は無効

### 2 入札参加者の資格に関する事項

次のいずれにも該当しない者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当すると認められる者

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び次のアからキまでのいずれかに該当する者

ア 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を総括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事、その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下「法人等」という。）

ウ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等

エ 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等

オ 役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法人等

カ 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等

キ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒500-8384 岐阜県岐阜市藪田南5丁目14番12号  
一般社団法人岐阜県農畜産公社農地部  
電話：058-215-6434（直通） FAX：058-215-6435

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和2年6月26日（金）から令和2年7月10日（金）までの公社の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

3の（1）に同じ。

ウ 入札説明書は、公社のホームページからダウンロードすることもできる。

(3) 入札参加申込みの方法

ア 入札参加希望者は、公社有財産一般競争入札参加申込書（以下、申込書とする）に住民票の写し（法人にあっては登記簿謄本）、印鑑証明書、誓約書、法人役員名簿（法人の場合に限る。）及び本巣市農業委員会が発行する買受適格証明書（農地法3条による場合）を添付して、3の（1）まで提出し、一般競争入札への参加を申し込まなければならない。

イ 提出期限 令和2年8月11日（火）

郵送の場合にあっては、期限までに3の（1）へ到達したものを有効とする。

ウ 期限までに申込書を提出しない場合は、入札に参加することができない。

エ 申込書及び必要な添付書類について公社にて確認後、入札参加について別途通知する。

(4) 入札を行う日時及び場所

物件番号	所在地番	入札の日時	入札場所
1	本巣市早野春日浦 281 番地 1	令和2年8月17日（月）午前9時	岐阜市藪田南5丁目 14番地12号
2	本巣市有里村前 586 番地	令和2年8月17日（月）午前10時	
3	本巣市上高屋横枕 582 番地	令和2年8月17日（月）午前11時	岐阜県シクタク庁舎3階 入札室
4	本巣市上高屋横枕 583 番地	令和2年8月17日（月）午前13時	

(5) 開札の日時及び場所

3の（4）に同じ。

(6) 契約条項を示す場所

3の（1）に同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札の方法

入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

イ 入札保証金

入札者は、売却物件の予定価格の100分の10の額（1円未満切り捨て）の入札保証金を公社の指定する納付方法により令和2年8月13日（木）までに納付しなければならない。

ウ 落札者の決定方法

落札者は、1の予定価格以上の価格で、最高の価格をもって入札した者とする。ただし、入札価格が最高価格である者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び虚偽の申込みを行った者のした入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。この中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から、原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とし、入札保証金は公社に帰属する。

キ 本入札は、電子入札でなく紙入札で執行する。郵便又は電信による入札は、認めないものとする。

4 契約手続等に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約の成立

物件番号1から4の契約については、契約締結後、農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に基づく許可を得た後、所有権が移転する。

(3) 売買代金の支払方法

契約締結時に、3の(7)のイの入札保証金を契約保証金に充当し、契約締結の後、公社が指定する方法により売買代金と契約保証金との差額を売買契約の日から20日以内に納付するものとする。

5 用途の制限

(1) 落札者は、農地法第3条1項に基づく許可を受けた場合には、農地として耕作又は適正な管理をしなければならない。

(2) 落札者は、売買物件を暴力団関連施設その他周辺の住民に著しく不安を与える施設の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

6 その他

(1) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(2) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(3) 詳細は、入札説明書による。